

京丹後市の補助金・助成事業等募集についてのお知らせ

平成21年5月13日

京丹後市が実施する施策等につきまして、以下のとおりお知らせいたします

■平成21年度 製造・加工業経営革新等推進事業補助金

受付期間	平成21年5月1日（金）～5月28日（木）－土曜・日曜・祝日を除く－
受付時間	9：00～17：00
担 当 課	京丹後市 商工観光部 産業雇用総合振興課 （電話:69-0470 FAX:72-2030）
目 的	市内の製造・加工事業者における主体的事業の促進や市場競争力強化などの経営革新による地域産業の活性化を図ることを目的として、事業者が主体的に行なう経営基盤強化などの取組みに対して補助金を交付するもの。
概 要	（１）補助事業の対象範囲 Ⅰ.経営基盤強化を目的とした事業（次のいずれかを満たす事業） Ａ 製造品が従来と明確に異なるものであること Ｂ 従来の製造品に新たな価値を付加したものであること Ｃ 販売ルート、販売形態が従来と異なるものであること Ⅱ.複数の企業によるサービス体制の構築を目的とした事業 Ⅲ.企業合併等企業再編を目的とした事業 Ⅳ.異分野進出等の経営多角化・事業再編を目的とした事業 ※ Ⅳの一部を除き、地域内流通及び委託生産・委託加工を主とした事業とみなされるものは対象になりません。また、要件を満たしている場合であっても、対象事業費が30万円未満の事業は対象となりません。 （２）対象事業者 市内に本社を有し、日本標準産業分類「大分類E 製造業」に属する会社・個人で、事業及び採択後の事業管理・運営を責任を持って実施することができる者 （３）補助金 補助対象経費の2分の1以内とし、1件につき15万円以上、200万円を限度とします。（交付予定は4件程度） （４）事業期間 平成22年3月まで
詳 細 等	詳しい内容、関係資料、申請様式のダウンロード等につきましては、京丹後市のホームページをご覧ください。 http://www.city.kyotango.kyoto.jp/kurashi/oshirase/shokokanko/sangyokoyo/00002/20090501-2_index.html

■平成21年度 京丹後市地域資源活用推進コーディネート事業
【バイオファイバー活用型製織製品開発委託事業】

受付期間	平成21年5月1日（金）～5月28日（木）－土曜・日曜・祝日を除く－
受付時間	9：00～17：00
担当課	京丹後市 商工観光部 産業雇用総合振興課 （電話:69-0470 FAX:72-2030）
目的	丹後ちりめん（丹後の織物）分野における新たな用途開発・付加価値創造活動の活性化と、多様化する繊維・アパレル市場（和装含む）への対応力の向上を図るため、市場ニーズの顕在化が進む「環境」をテーマにした新製品開発とその商材を接点とした市場間連携を通じて、新たな需要を開拓し、本地域に貢献しうる新事業形態の創出につなげることを目的としています。
概要	（１）事業の対象範囲 現有シーズを活用し、環境配慮型の植物由来原材料を活用した独自の新製品、新用途開発及び市場間連携に取り組み、サプライチェーンの短縮化や生産履歴の明確化、ひいては地域の主体性あるものづくりが図られる事業を対象とします。 （２）対象事業者 市内に本社を有し、自らが所有する設備等により繊維製品の製造又は加工の事業を営む中小企業とし、市と委託契約を締結できる者 （日本標準産業分類「織物業」に属する会社・個人） （３）開発テーマの募集区分 市が指定する植物由来原材料（とうもろこし由来耐熱性ポリ乳酸繊維等）を活用した新製織製品開発とします。また、対象経費は以下のとおりとします。 ①開発・試作費（機会改造費・試作製品加工費など） ②その他の経費（消耗品費・旅費交通費・広告宣伝費など） （４）事業期間・事業規模 1事業あたりの事業期間は平成22年3月まで、事業規模は50万円以内
詳細等	詳しい内容、関係資料、申請様式のダウンロード等につきましては、京丹後市のホームページをご覧ください。 http://www.city.kyotango.kyoto.jp/kurashi/oshirase/shokokanko/sangyokoyo/00001/20090501-1_index.html

■平成21年度 京丹後市建設産業経営革新等助成事業

受付期間	平成21年5月11日（月）～7月31日（金）－土曜・日曜・祝日を除く－
受付時間	9：00～17：00
担当課	京丹後市 建設部 土木課 （電話:69-0520 FAX:72-5421）

目 的	建設業者が行う経営基盤強化や新分野進出等の経営革新に向けた取組みに要する経費を助成することにより、建設産業の構造改革を促進し、地域経済の活性化や雇用の安定に繋げていくことを目指します。
概 要	(1) 補助対象事業の範囲 I.建設業の経営基盤強化への取組みに関する事業 ①技術力向上に関する事業 ②経営効率の向上、コスト改善に関する事業 ③受注機会拡大のための営業力強化に関する事業 II.企業合併等への取組みに関する事業 ①合併や営業の譲受け等企業の再編への取組みに関する事業 ②企業間の連携への取組みに関する事業 III.新分野進出への取組みに関する事業 ①建設業及び土木建築サービス業以外に属する事業分野への進出に関する事業 ②建設業及び土木建築サービス業以外に属する事業分野への転換に関する事業 (2) 対象事業者 京丹後市内に本店を有する次の事業者が対象となります。 I.建設業又は土木建築サービス業に属する事業を営む中小企業者（会社又は個人） II.建設業又は土木建築サービス業に属する事業を営む任意の団体 （業種区分については日本標準産業分類による） (3) 対象経費となる要件 事業実施期間内（平成21年4月1日から遅くとも平成22年3月31日までの期間：21年度採択事業の場合）に支出される経費が対象となります。補助対象経費は、既存事業の経費と明確に区分できるもので、かつ領収書等の証拠書類によって金額が確認できるものに限りします。（要望時においては、見積書等で予定額が確認できれば可） (4) 補助率及び補助限度額 補助対象経費の2分の1以内で、補助額の限度は、1件につき200万円以内 (5) 補助対象経費 補助対象事業の実施に要する調査・計画策定費、アドバイザー、コンサルタント等外部の専門家の活用経費、資格取得研修会等参加費、試作品開発費、試験研究費、販路開拓のための経費等（※対象事業に係るものであっても、設備投資や工事、生産等を行うための直接的な経費は補助の対象となりません）
詳 細 等	詳しい内容、関係資料、申請様式のダウンロード等につきましては、京丹後市のホームページをご覧ください。 http://www.city.kyotango.kyoto.jp/kigyo/kinkyukeizaitaisaku/oshirase/20090508/index.html 注）申請を希望される場合には、必ず土木課への事前協議をお願いします。

※上記の補助金・助成事業等についての記載は簡単に説明したものであり、詳しい内容については、京丹後市のホームページ等で必ず確認していただきますようお願いいたします。